

# 佐世保工業高等専門学校ネーミングライツ事業規程

(令和7年1月14日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）が実施するネーミングライツ事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 命名権等 本校の施設等に対して法人等の名称、商標名等を冠した愛称を設定する権利（以下「命名権」という。）及び本校の施設等を利用し法人等の活動を宣伝する権利をいう。
- 二 事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は法人等により構成された団体をいう。
- 三 ネーミングライツ事業 契約により、本校が命名権等を付与した事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から得た命名権等の対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を活用し、本校の教育研究環境の向上を図る事業をいう。

(基本方針)

第3条 ネーミングライツ事業は、本校の施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、ネーミングライツ事業の対象となる施設等（以下「対象施設等」という。）の公共性を考慮し、社会的な信頼性及びネーミングライツ事業の推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 本校は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。ただし、本校の規則等に規定する施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく当該規則等に規定する施設等の名称を使用するものとする。
- 3 ネーミングライツ事業による収入は、施設等の維持管理及び修繕並びに教育研究環境の整備等を行うための費用に充てるものとする。

(事業の種類)

第4条 ネーミングライツ事業の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 一般提案型 法人等に、本校が指定した施設等の命名権を与え、サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）の提案を受け、契約を結ぶもの。サイン及び広告の設置場所やサイズは本校が指定したものから選択することができる。
- 二 企画提案型 法人等に、本校が指定した施設等の命名権を与え、サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）の提案を受け、契約を結ぶもの。サイン及び広告の設置場所やサイズは自由提案ができる。

(命名権等の付与期間)

第5条 命名権等を付与する期間は、原則として、3年以上5年以下とする。

(選定委員会)

第6条 ネーミングライツ事業に係る審議を行なうため、ネーミングライツ選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

第7条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 対象施設等の選定に関する事。
- 二 ネーミングライツパートナーの公募に必要な募集要項の策定に関する事。
- 三 ネーミングライツ料に関する事。
- 四 ネーミングライツパートナーの候補者の選定に関する事。
- 五 ネーミングライツパートナーとの契約解除に関する事。
- 六 その他ネーミングライツ事業の実施に関する事。

第8条 選定委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- 一 筆頭副校長
- 二 副校長
- 三 事務部長
- 四 総務課長及び学生課長
- 五 その他校長が必要と認めた者

第9条 選定委員会は、筆頭副校長が招集し、その議長となる。

2 筆頭副校長に事故があるときは、あらかじめ筆頭副校長が指名した者がその職務を代行する。

第10条 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前2項に定めるもののほか、選定委員会の議事の運営に関し必要な事項は、選定委員会が定める。

(公募)

第11条 ネーミングライツパートナーの公募は、本校ウェブサイトへの掲載等の方法により広く行うものとする。

2 ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、対象施設等ごとに募集要項において定めるものとする。

(応募)

第12条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。）第2条に規定する風俗営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- 二 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- 三 社会問題をおこしているもの
- 四 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から、5年を経過しない者の統制下にあるもの
- 五 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの
- 六 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの

- 七 政治団体
  - 八 宗教団体
  - 九 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの
  - 十 国税、地方税等を滞納しているもの
  - 十一 その他ネーミングライツ事業を実施する事業者等として適当でないと認められるもの
- 2 ネーミングライツ事業に応募する者は、ネーミングライツ事業申込書（別紙様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、校長に提出しなければならない。
- 一 対象施設等での具体的なサイン等の掲示概要
  - 二 事業者等の概要を記載した書類
  - 三 定款、寄附行為その他これらに類する書類
  - 四 事業者等の登記事項証明書
  - 五 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
  - 六 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面
  - 七 その他選考委員会が必要と認める資料
- （使用できない愛称）

第13条 愛称には、次の各号のいずれかに該当するものは使用することができない。

- 一 法律等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
  - 二 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - 三 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
  - 四 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
  - 五 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
  - 六 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
  - 七 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
  - 八 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
  - 九 風俗営業法第2条に規定する営業に関するもの
  - 十 貸金業法第2条に規定する貸金業に関するもの
  - 十一 たばこの広告及び喫煙を促すもの
  - 十二 社会問題の主義及び主張に関するもの
  - 十三 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
  - 十四 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
  - 十五 本校の名誉又は信用を損なうおそれのあるもの
  - 十六 その他使用する愛称として適当でないと認められるもの
- （ネーミングライツパートナーの選定）

第14条 校長は、第12条第2項に規定する書類の提出があったときは、選定委員会に応募資格、愛称の案及びネーミングライツ料を含むネーミングライツ事業提案書の内容を総合的に審議させ、ネーミングライツパートナーの候補者を選定させるものとする。

- 2 選定委員会は、前項の規定による選定の結果を校長に報告するものとする。
- 3 校長は、前項の報告を踏まえ、ネーミングライツパートナーを決定する。

4 校長は、ネーミングライツパートナーを決定したときは、採用となった提案書の事業者等にネーミングライツ事業採用通知書（別紙様式第2号）により、不採用となった提案をした事業者等にネーミングライツ事業不採用通知書（別紙様式第3号）により通知するものとする。

（契約の締結）

第15条 校長は、ネーミングライツパートナーに採用することを決定した事業者等とネーミングライツ事業の契約を締結するものとする。

（ネーミングライツ料の納付）

第16条 ネーミングライツ料は、本校の発行する請求書により定められた期日までに、指定口座に振り込むものとする。

（愛称変更の禁止）

第17条 愛称は、ネーミングライツ事業の契約期間の途中で変更することはできない。ただし、本校が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（愛称の表示）

第18条 ネーミングライツパートナーは、愛称を対象施設等へ表示することができる。

2 ネーミングライツパートナーは、前項の表示にネーミングライツパートナーを紹介する文章等を併せて表示することができる。

3 第1項の表示の設置場所及びその数については、事業ごとに定める。

4 第1項の表示の設置及び契約期間満了後の原状回復の費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。

（ネーミングライツパートナーの責務）

第19条 ネーミングライツパートナーは、愛称に関する一切の責任を負うものとする。

2 ネーミングライツパートナーは、設置した愛称の表示により第三者に生じた損害については、自らの判断と費用負担において対処し、損害賠償その他の責任を負うものとする。

（本校の責務）

第20条 本校は、ネーミングライツパートナーが付与した愛称に関し、学内における呼称として本校のホームページ、広報誌等で幅広く使用する等の普及に努めるものとする。

（ネーミングライツパートナーの解除権）

第21条 ネーミングライツパートナーは、自身の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツパートナーは、前項の契約の解除を申し出ようとするときは、契約解除の1か月前までに、ネーミングライツ事業契約解除申出書（別紙様式第4号）を校長に提出しなければならない。

（契約の解除）

第22条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、選定委員会の議を経て、契約を解除することができる。

一 請求書により定められた期日までにネーミングライツ料の納付がなかったとき。

二 ネーミングライツパートナーの社会的信用を損なう行動等により、本校の名誉又は信用が損なわれるおそれがあると認められるとき。

三 ネーミングライツパートナーが応募資格を満たさなくなったとき。

四 ネーミングライツパートナーが、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続開始の申立てを行ったとき。

五 前条第2項の規定により、ネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき。

六 本校の都合により、対象施設等を取り壊し、使用不可又は維持管理が困難となったとき。

2 校長は、前項の解除をするときは、ネーミングライツ事業契約解除通知書（別紙様式第5号）によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。

3 第1項（第6号を除く。）により契約が解除されたときは、ネーミングライツパートナーは、原状回復等に必要な費用を負担しなければならない。

（ネーミングライツ料の返還）

第23条 一旦納入されたネーミングライツ料は返還しない。ただし、前条第1項第6号の規定により本校が契約を解除した場合は、ネーミングライツ料の全部又は一部を返還する。

（契約の更新）

第24条 校長は、ネーミングライツパートナーから契約更新の申請があった場合には、1回に限り契約を更新することができる。

2 前項の申請は、契約期間満了日の3ヶ月前までにネーミングライツ事業期間更新申請書（別紙様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、校長に提出しなければならない。

一 事業者等の登記事項証明書

二 直近3事業年度分の決算報告書及び事業報告書

三 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面

3 校長は、前項に規定する書類の提出があったときは、第13条の規定を準用してネーミングライツパートナーを決定する。

（事務）

第25条 ネーミングライツ事業に関する事務は、総務課において処理するものとする。

（雑則）

第26条 この規程に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年1月14日から施行する。